

平成 27 年度 第 3 回児童福祉専門分科会 議事要旨

- 1 日 時 平成 27 年 10 月 27 日（火）18：30～20：30
- 2 場 所 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 3 階第 1・2 研修室
- 3 出席者（委員）津富委員（会長）、浅井委員、今村委員、岩崎委員、上田委員、太田嶋委員、是永委員、酒井田委員、志村委員、杉山委員、鈴木委員、戸崎委員、錦織委員、長谷川委員、水上委員、宮下委員、和田委員
※欠席委員：大橋委員、垣見委員、平岡委員
（事務局）平松子ども未来局長、高松子ども未来局次長、深澤参与兼子ども未来課長、松永青少年育成課長、安本幼保支援課長、糠谷参与兼こども園課長、伊藤参与兼子ども家庭課長、荒田参事兼児童相談所長補佐、他事務担当者
- 4 傍聴者 1 人
- 5 議題等（1）保育所等の設置認可等に係る意見聴取について
（2）報告事項
①新制度への移行に係る意見調査の結果について
②育休退園の見直しについて
- 6 会議内容

議題 保育所等の設置認可等に係る意見聴取について

○津富委員（質問）

事前調査に係るヒアリングは、事業者が市役所へ来て実施するのか、あるいは現地で実施するのか。現地を見ないと判断できない事項もあると思われる。現地の様子がわかる写真等があるとよいのではないか。

⇒子ども未来課

法人代表者、園長就任予定者等関係者に市役所へ集ってもらいヒアリングを実施した。ヒアリングは、教育・保育の考え方や図面・位置図等、調査に必要な書類を委員に配付し、これに沿って意見や質問をいただいた。

○和田委員（質問）

「資料 1-1 の 4. 事前調査の結果」では「職員の確保」について指導・助言が述べられているが、事業者の反応はいかがであったか。

⇒子ども未来課

ハローワークだけでなく、知り合いの保育士への声掛けやチラシ配布などにより職員を確保するとの回答があった。委員から事業者に対して、保育士確保が厳しい状況にあること、確実に職員を確保することの指導・助言が行なわれた。

○錦織委員（質問）

「資料 1-1 の 4. 事前調査の結果」では、基本的な事柄の指導・助言が多く、しっかりとした事業者なのか心配される。今回の指導・助言を受けて事業者がどのように対応したか再度ヒアリングを行うことを考えているか。

⇒子ども未来課

今回の事業者はいずれも認可の要件を満たす内容で協議書の提出があったところ、その上で、教育・保育をより良いものにしていくという観点から委員の方よりご意見をいただいたもので、直ちに認可に支障が生じるものではない。認可に必要な事項については、常に確認をしながら開設準備を進めていくこととなる。また、開設後も施設を巡回し支援を行っていく。

○長谷川委員（意見）

従事する人材が確保できなければ、教育・保育の質を担保することは難しい。参入事業者には間違いなく人員を確保するよう行政からしっかりと指導してもらいたい。

○是永委員（質問）

子どもを長期間預けることを考慮すると経営が不安定では困る。事業者に対して、経営状況の調査は行っているのか。

⇒子ども未来課

認可要件の中で自己資金の保有状況について一定の要件を定めており、これに沿って確認を行っている。

○戸崎委員（質問）

事業者の中には、各家庭へ個別訪問し開設の説明を行っており、これについて相談先がわからない等、地域の方が不安を感じていると聞いている。事業者が地域の方にきちんと説明する必要があると考えるがどうか。

⇒子ども未来課

市の協議を行う際に地域の同意を求めているため個別訪問を行ったものと考えられる。事業者は、子ども・子育て会議の意見聴取を経た後に、地域住民を集めた説明会等を実施することとなる。ご意見については事業者へ伝えていく。

○岩崎委員（質問）

事業者が地域に説明を行う際、市の認可を得ていることを理由に一方的に進めていくことが懸念される。説明会には市も同席するのか。

⇒子ども未来課

これまで行われた説明会に市が同席したことはないが、状況によっては、市が間に入り調整することも必要と考えている。

○岩崎委員（意見）

事業者が、地域の意見を聞きながら丁寧な説明を行うことで信頼感に繋がっていくと考える。問題が発生してから市が動くのでは遅いため、説明会には市も同席していくことを検討願いたい。

○志村委員（意見）

多くの事業者が0歳～2歳児を対象としている。この年齢は、子どもの将来にとって一番大事な時期と考えられ、そのために保育内容をしっかりしていくことが肝心であると考え。また、しっかりとした保育内容の実現のためには従事する職員の力が大きいと考える。自信をもって教育・保育を提供できるような体制を作り上げてもらいたい。

○杉山委員（質問）

施設ができて、人員の確保ができなければ、よい教育・保育を提供できないと考える。また、職員研修についても、対応できる人がいなければ実施することはできない。教育・保育の質の確保について市はどのように考えているのか。

⇒子ども未来課

事業者が事業を進めていく中では、監査、関係者評価、外部評価等が義務付けられている。また、新規に開設したこども園等には、巡回し指導・助言の支援を行っている。こうした取組を通じて、質の確保に努めていきたい。

⇒幼保支援課

保育士免許を持つ者（5,000人分）へ、静岡市保育士・保育所支援センターへ登録してもらいたい旨の通知を発送する予定。これを通じて、潜在保育士を開拓していきたい。

○錦織委員（意見）

保育士免許を持つ者への通知の中に、「子どもを預ける場所があれば働きたい」「現在就労のため別に働けない」といった回答欄を設け、これに該当する者に個別にあたり人材確保に努めるといった方法もとれるのではないかと。

⇒幼保支援課

保育士免許を持つ者への通知は発送直前にあり、ただ今のご意見を盛り込むことは難しい。この通知は、センターへの登録を依頼するものであるため、登録時にそのような事柄がつかめるものと考えられる。

○浅井委員（意見）

事業者は認可の内定後に開設に向けて動き出すことになる。認可の内定後も市が責任をもって支援できる体制をつくる必要があると考える。また、事前調査会議の指導・助言に対して事業者がどのような対応をとっているか確認できるとよいのではないかと。

○上田委員（質問）

平成29年4月に開所する事業者への指導・助言では「職員の確保を計画的に進められた」と述べているが、これについて、具体的にはどのような指導を考えているのか。

⇒子ども未来課

平成29年4月に開所する事業者については、中核となる職員の研修や雇用に取り組んでいただき、開所時に支障が生じないように指導していきたい。

○太田嶋委員（意見）

公立と私立では運営や経営の方法が違う。そういった中で財政面、人材面、安全面等、様々な問題が発生することが考えられる。これに市が的確に対応していくには民間のノウハウを持ちながら、適宜チェックできることが必要である。この観点から民間の知見を活用できるよう民間を加えた支援体制を構築する必要があると考える。

○宮下委員（意見）

認可後の支援が大切である。特に小規模保育は規模が小さいだけに、事故の発生時や教育・保育が行き詰った時などに身動きが取れなくなることが懸念される。認可した市がフォローできる体制を構築していく必要がある。

○鈴木委員（意見）

認可後の支援が大切である。小規模保育の連携園が相談や手助けをできるのではないかと考える。また、将来小規模保育の園児を連携園が受け入れることを踏まえると、園や園児の状況を知っておくことも必要。このようなことも含め手助けができたかと考える。

○杉山委員（意見）

事前調査会議における事業者の説明は、子どもが中心ではなく、親目線を意識したものと感じた。行政が、教育・保育の内容や保育士の福利厚生等について、事業者に深く入り込み検証できる体制が必要と考える。

○水上委員（意見）

事前調査会議の状況が当分科会の委員にしっかりと伝わるよう提出する資料について工夫をしてほしい。

⇒子ども未来課

提出資料を工夫する。

○津富委員（質問）

指導・助言はどのような形で事業者へ伝えているのか。

⇒子ども未来課

指導・助言内容は文書で伝える。

○津富委員（意見）

開園までの中間支援を行う体制が必要と考える。例えば人材の確保、住民説明、研修方法等、一体的にノウハウを提供できる体制を構築するといったもの。現場が助かるような支援としていくことが大事であり、また事業者だけでなく、関係する者が責任を持てるような仕組みとしていくことが必要。

報告事項① 新制度への移行に係る意向調査の結果について

○酒井田委員（質問）

私立幼稚園と私立保育園では移行予定に関する質問項目が違っているがなぜか。

⇒子ども未来課

幼稚園調査は、全国的な調査が統一的な質問項目で実施されたためこれを利用し、保育園調査は、昨年度、同様の内容で調査を実施したことからこれに合わせた。以上のことから質問項目が相違している。

報告事項② 育休退園の見直しについて

○長谷川委員（質問）

育休退園がなくなった場合の子どもの認定区分はどうか。

⇒幼保支援課

保育短時間となる。現在、3歳以上は育休退園せずに在園している、今回の報告は0～2歳児に対しての育休退園を解消しようというもの。

○上田委員（意見）

再入園ができないと継続的に働くことは難しい。待機児童の解消とともに、再入園が確実にできるよう対応してほしい。

○津富委員（質問）

育休退園の見直しによって、教育・保育に係る量の見込みに変更は生じるか。

⇒子ども未来課

計画策定時における量の見込みの算出において、復職に伴う再入園が発生することを考慮し育休退園は見込んではいない。したがって量の見込みに変更は生じない。